

国際課税のケース・スタディ

非居住者が受領する退職年金等に係る課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

内国法人甲社を退職し、年金生活を送っている乙及び丙は、それぞれ勤務期間が長かったタイ及びマレーシアでの居住を考えている。その場合、タイ及びマレーシアに居住して我が国の退職年金を受領する場合の課税関係はどのようになるのか。

また、甲社では、将来の年金負担を考慮して、近く厚生年金基金の代行返上を予定している。乙及び丙とも、厚生年金基金の代行返上による基本上乗せ部分を、退職年金受給後に取得するもので、一時所得に該当するものを選択する予定であるが、その場合の課税関係もどのようになるのか。

なお、乙及び丙は、我が国に貸ビル等の恒久的施設（P E）を有していない。

〔ポイント〕

団塊の世代の退職の時期を控えて、最近は、海外で年金生活を送る日本人が増えている。今回は、その場合の課税関係を次の項目に分けて検討する。

- 1 恒久的施設を有しない非居住者の国内法の課税関係
- 2 代行返上した場合の取扱い
- 3 租税条約の適用関係

〔検討〕

1 恒久的施設を有しない非居住者の国内法の課税関係

我が国にP Eを有しない非居住者の課税所得

(国内源泉所得) の範囲は次のとおりである(所法164①四、②二)。分離課税の対象となる所得については、その支払の際に所得税が源泉徴収されて課税関係が終了する。

(1) 確定中告の対象となる所得

- ① 国内にある資産の運用若しくは保有により生ずる所得
- ② 国内にある不動産の譲渡により生ずる所得
- ③ 国内での人的役務の提供事業所得
- ④ 国内の不動産から生ずる不動産所得
- ⑤ 所得税法施行令291条に規定する所得

(2) 分離課税の対象となる所得

所得税法161条4号から12号までに掲げる国内源泉所得。

(3) 退職年金の源泉徴収税額の計算

非居住者が受領する内国法人に勤務したことに基づく退職年金は所得税法161条8号ロに該当し、分離課税の対象とされ、次のとおり計算される。

$$\text{課税所得(A)} \times 20\% = \text{源泉徴収税額}$$

イ 65歳未満

A：その支払われる年金の額 - 1ヶ月分の支給に対して6万円

ロ 65歳以上

A：その支払われる年金の額 - 1ヶ月分の支給に対して10万円

2 代行返上した場合の取扱い

(1) 代行返上の意義

代行返上とは、確定給付企業年金法で規定されているもので、厚生年金保険の一部を代行していた厚生年金基金がその代行返上部分を国に返上することである。それ以前は、代行返上に

は基金の解散しか手段がなく、解散の場合、代行部分だけでなく企業独自の上乗せであるプラス・アルファ部分の清算もしなければならなかつたが、同法の施行後は、確定給付企業年金への移行が円滑に行われるようになった。

企業にとっては、代行返上によって退職給付債務の圧縮や免除保険料率を計算する予定利率と実際の運用利回りとの差である利差損の解消などが可能になるため、代行返上する企業が増加している。

(2) 税務上の取扱い

代行返上に伴い一時金の受給の選択が可能な場合に、退職年金の受給者が当該一時金を受領する場合、加算部分が残るケースは一時所得、加算部分が残らないケースは退職所得とされているようである。事例の場合は、加算部分が残るケースで一時所得として取り扱われているようである。

この取扱いは、居住者を想定したものと思われるが、非居住者の確定申告の対象となる所得について、所得税法施行令291条では、同281条（国内に源泉がある所得）に規定する所得も対象としており、同条の5号において、「国内においてした行為に伴い取得する一時所得」と規定している。代行返上に伴う一時所得についてはこれに該当するものと考えられる。

この場合の一時所得の金額の計算は、居住者の場合に準じて計算されることから、当該一時金から一時所得の特別控除額（50万円まで）を控除した金額が総合課税の対象とされることになる（所法165）。

3 租税条約の適用関係

乙及び丙は、それぞれタイ及びマレーシアの居住者になる予定なので、対タイ及びマレーシア租税条約が適用されることになる。

(1) 対タイ租税条約

イ 退職年金

対タイ租税条約においては、政府職員等に係る退職年金以外に退職年金に係る規定はない。したがって、国内法どおり課税されることになる。

ロ 一時所得

対タイ租税条約においては、その他所得条項がないため、国内法どおり課税されることとなる。

(2) 対マレーシア租税条約

イ 退職年金

対マレーシア租税条約18条では、次のとおり規定している。

「次条2の規定（政府職員条項）が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。」

したがって、民間の退職年金については、居住地国でのみ課税されることとなり、我が国では課税されないこととなる。

ロ 一時所得

対マレーシア条約21条において、その他所得について次のとおり規定している。

「1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 略。P Eと実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、第1項を適用しない旨規定している。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国において生ずるものであって前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。」

すなわち、日本において生ずるもの=日本源泉として課税するものについては、当該他方の締約国（この場合、日本）においても課税できることを規定している。結果、我が国で課税されることとなる。

4 まとめ

タイの居住者となる乙は、退職年金及び一時所得とも国内法どおり課税されることとなる。マレーシアの居住者となる丙は、退職年金については居住地国であるマレーシアだけで課税されることとなるが、一時所得については国内法どおり課税されることとなろう。